

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

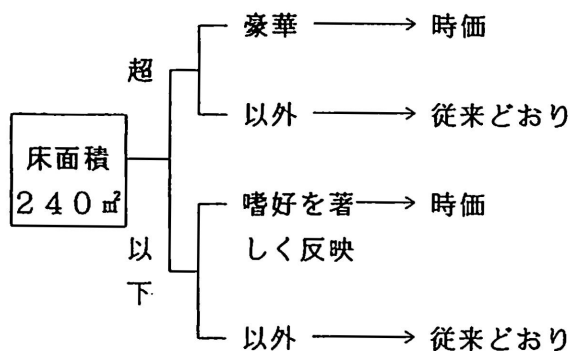
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

豪華な役員社宅

Q: この度、国税庁が役員社宅に関する通達を発表したそうですが、その内容はどのようなものでしょうか。

A: 法人が役員に社宅を貸与している場合その役員から支払いを受ける家賃と適正な家賃との差額は、役員に対する給与とします。その適正な家賃の計算にあたって、今回通達を加えられました。

その内容は、床面積240㎡を超える社宅のうちいわゆる豪華なものと240㎡以下であるが役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有する社宅については、時価（実勢価額）により賃貸料を計算するというものです。



従来どおりの賃貸料（月額）算定は、固定資産税の課税標準額に基づいて、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年度の} \\ \text{家屋の固定} \times 12\% + \\ \text{資産税の (木造以 外10\%)} \end{array} \right] \times \frac{1}{1.2}$$

$\left[\begin{array}{l} \text{その年度の} \\ \text{敷地の固定} \times 6\% \\ \text{資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \right] \times \frac{1}{1.2}$

この通達による取り扱いは、平成7年10月以後に支払いを受けるべき賃貸料から適用されます。

